

許可の手続き

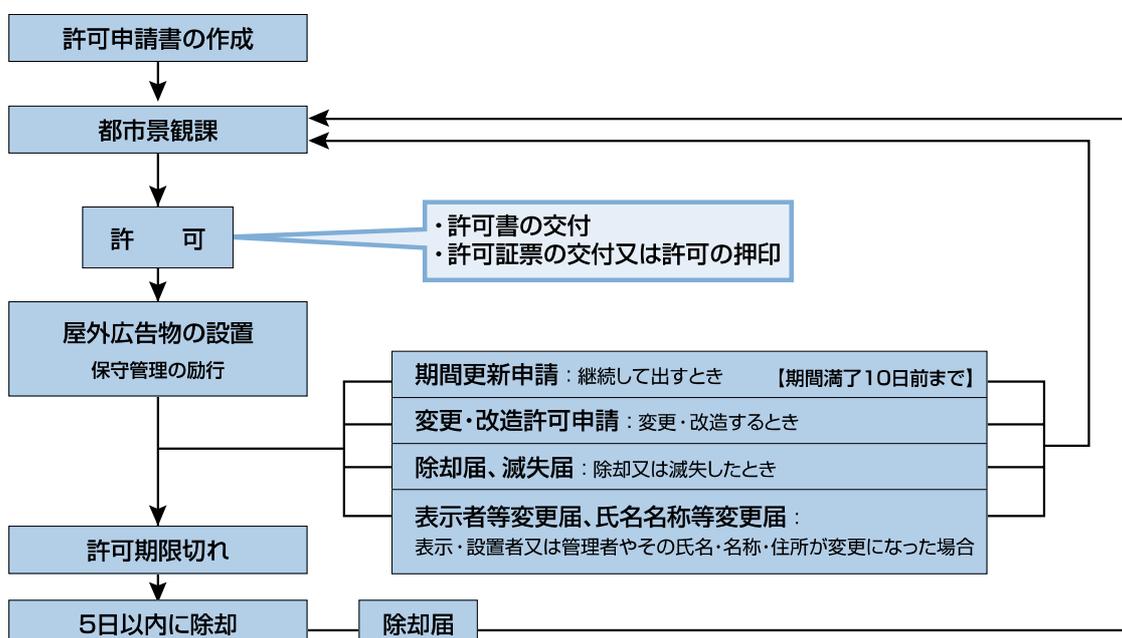
川越市内で屋外広告物を掲出する場合には、許可が必要です。また、変更・改造する場合には許可が必要です。許可期間満了後、継続して屋外広告物を掲出する場合には、更新の手続きが必要です。

広告の表示を依頼する方（広告主）、広告物の設置場所を貸している方（地主、建物所有者）は、当該広告物が許可を受けているか、確認してください。

許可の手続きは次のとおりです。なお、許可を要しないで掲出できる屋外広告物もあります。

許可の手続き

1 許可申請の流れ



2 許可申請に必要な書類等

- ① 許可申請書（都市景観課ホームページからダウンロードできます。）
- ② 設置場所と周囲の状況がわかる図面及び写真
- ③ 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩などに関する仕様書又は図面
- ④ 他人の所有、又は管理する土地や物件に出す場合は、その許可書又は承諾書
- ⑤ 屋外広告物の管理者を設置する場合は、その者の資格等を証する書面又はその写し
- ⑥ 屋外広告物等点検結果確認書（既に設置されている広告板等に広告物を表示することになった場合、許可期間を更新する場合に提出）
- ⑦ 手数料（窓口にて現金で納付）

3 申請に先立ち必要な手続き

屋外広告物の許可手続きの前に、他法令に基づく許可などを先に取り決めていただく場合があります。

(1) 他人の所有又は管理する土地や物件に出す場合

他人（法人を含む）の所有又は管理する土地や物件（建物や電柱など）に屋外広告物を出す場合は、あらかじめ、その土地・物件の所有者や管理者の同意を得る必要があります。